

新潟市溶融スラグ適正利用ガイドライン

平成26年 4月 1日 制定

平成29年12月30日 一部改正

令和 5年 2月28日 一部改正

新潟市 都市政策部

技術管理課

目次

1	総則	
1-1	目的	1
1-2	適用範囲	1
2	溶融スラグの品質確認と適切な利用	1
3	留意事項	
3-1	設計時の留意事項	2
3-2	施工時の留意事項	2
4	溶融スラグの取扱い	3
5	ガイドラインの見直し	4
6	適用年月日	4

1 総則

1-1 目的

本ガイドラインは、新潟市が発注する工事において、新潟市の鎧湯クリーンセンターで製造された溶融固化物（以下「溶融スラグ」という。）を建設資材として安全で適切に利用することを目的とする。

【解説】

本ガイドラインは、溶融スラグを建設資材として安全で適切に利用することを目的に、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（平成 19 年 9 月 28 日付け環境対発第 070928001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を踏まえ、新潟市が発注する工事において「新潟市溶融スラグ有効利用指針（令和 5 年 2 月 28 日一部改正）」に適合する溶融スラグを利用するにあたっての取り扱いを示すものである。

1-2 適用範囲

(1) 本ガイドラインは、新潟市溶融スラグ有効利用指針の品質基準を満たす溶融スラグを下記に利用する場合に適用する。

- ・埋め戻し材、路床材^(注1)
- ・コンクリート二次製品

(2) 本ガイドラインに示されていない事項については、適切な指針・基準等によるものとする。

(注1)：占用工事及び再掘削が想定される本市が管理する道路においては、適用しない。

【解説】

- ・埋め戻し材、路床材として使用する溶融スラグについては、購入土砂の扱いとする。
- ・適切な指針・基準等とは、道路土工施工指針、下水道工事に使用する埋戻し仕様書に示されている良質土の品質管理基準及び、新潟市土木工事共通仕様書に示されている工事材料の品質などのことをいう。

2 溶融スラグの品質確認と適切な利用

(1) 溶融スラグ使用者は、溶融スラグ販売者より示された、「新潟市溶融スラグ有効利用指針」に示される溶融スラグ環境安全品質確認書での品質諸元が明らかになっているかなど、品質確認を行い、発注者の監督員へ品質確認書を提出するものとする。

(2) 発注者の監督員は、受注者が提出する資源の有効な利用の促進に関する法律に定める「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」に溶融スラグの利用について明記されているか確認を行い、必要に応じて受注者へ適切な利用を指導するものとする。

【解説】

- ・溶融スラグ使用者とは、埋め戻し材・路床材の場合は工事受注者とする。また、コンクリート二次製品の場合は製造出荷者とする。
- ・溶融スラグ使用者は、溶融スラグ環境安全品質確認書を確認するとともに溶融スラグ販売者から引渡しを受ける時には、溶融スラグの外観等の確認を行うものとする。
- ・埋め戻し材、路床材として使用する場合は、資源の有効な利用の促進に関する法律（ラ-

ジリサイクル法)に定める再生資源利用計画書(実施書)における建設資材利用の「その他の建設資材」の欄に「溶融スラグ」と明記するものとする。

3 留意事項

3-1 設計時の留意事項

(1) 埋め戻し材、路床材

- ① 加工砂(溶融スラグ)を設計・積算時に採用するにあたり、設計量の確保が可能か事前に確認を行うものとする。
- ② 溶融スラグを利用する設計の場合は、「溶融スラグ入り」など仕様を設計図書に明記するものとする。
- ③ 溶融スラグを利用する設計の場合は、事前に道路管理者や施設管理者に「溶融スラグ」を建設材料として使用することについて、管理者の許可を得るものとする。

(2) コンクリート二次製品

- ① 使用できる溶融スラグ入りコンクリート二次製品は、製造品質認定工場の製品とする。
- ② 積算においては、通常の製品として扱うものとする。なお、特記仕様書(条件明示総括表)により、溶融スラグ入りコンクリート二次製品の積極的な使用を促すこととする。

【解説】

- ・ 溶融スラグ保管量の確認については、施設点検や他工事により保管量が減少していることも想定されるため、設計段階で事前の確認が必要(利用量・利用する時期)。
- ・ 再掘削時における、溶融スラグの適正な取り扱いを行うために、「溶融スラグ」施工箇所が分かるように管理者においても情報を共有する。
- ・ 製造品質認定工場の製品とは、北陸土木コンクリート製品技術協会の製造管理技術委員会が審査を行い、製造品質認定書により品質を証明できるものとする。
- ・ 溶融スラグ入りコンクリート二次製品は、通常のコンクリート二次製品と価格差が生じていないことから、積算上は通常の製品を計上する。

3-2 施工時の留意事項

(1) 施工管理

- ① 工事の施工管理は、「新潟市土木工事共通仕様書」及び、「新潟市土木工事施工管理基準」によるものとする。
- ② 溶融スラグの使用については、資源の有効な利用の促進に関する法律に定める「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」に記入するものとする。

(2) 埋め戻し材、路床材

工事の受注者は、工事着手前に溶融スラグ販売者に溶融スラグ利用計画書(別紙1)を提出するものとする。

溶融スラグ販売者は、溶融スラグ引渡の可否を「溶融スラグ利用計画確認結果通知書」(別紙2)により、受注者に通知するものとする。

受注者は、溶融スラグ販売者から引渡し不可の通知を受けた場合には、発注者の

監督員と施工前に、その他の再生建設資材による施工について協議を行うものとする。

(3) コンクリート二次製品

- ① 溶融スラグ入りコンクリート二次製品を使用する場合は、製造品質認定工場の製品とする。
- ② リサイクルの観点から、溶融スラグ入りコンクリート二次製品の使用に努めるものとする。

【解説】

- ・ 溶融スラグ及び溶融スラグ入りのコンクリート二次製品の施工管理については、通常の同等品と同じ扱いとする。
- ・ 溶融スラグの比重は、1m³当たり1.7tとする。
- ・ 溶融スラグ販売者等の名称、連絡先、引渡しの場所、時間帯及び運用上のルールについては、新潟市環境部循環社会推進課のホームページに示すものを確認するものとする。
- ・ 製造品質認定工場の製品とは、北陸土木コンクリート製品技術協会の製造管理技術委員会が審査を行い、製造品質認定書により品質を証明できる製品とする。

4 溶融スラグの取扱い

溶融スラグを使用した建設資材から生じる建設副産物については、「新潟市溶融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準」(令和5年2月28日一部改正 新潟市環境部循環社会推進課)に基づいて、再利用又は処分を適正に行うものとする。

(1) 埋め戻し材、路床材

- ① 再掘削して発生した溶融スラグは、原則、再利用を図っていくものとする。
- ② 再利用する用途が無く、処分する場合は、廃棄物として適正に処分するものとする。

(2) コンクリート二次製品

溶融スラグ入りのコンクリート二次製品は、溶融スラグを含まない通常の資材と同じ扱いとし、建設副産物のコンクリート塊として、再資源化施設へ搬出するものとする。

【解説】

- ・ 再掘削により埋め戻し材、路床材として利用された溶融スラグ及び溶融スラグ入り混合砂を処分する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた廃棄物として扱うものとする。
- ・ 溶融スラグ入りコンクリート二次製品を取壊し処分する場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、再資源化が義務付けられている。

5 ガイドラインの見直し

今後、国等において、溶融スラグについて新たな基準や指針等が策定された場合や施工・管理実績により基準等を見直すことが必要となった場合には、本ガイドラインの見直しするものとする。

【解説】

溶融スラグに関する新たな技術基準の策定や日本工業規格の改正、または、本市における施工・管理実績の蓄積等により、内容を見直すことが品質の確保や環境保全の観点等から適切と考えられる場合には、本ガイドラインの見直しを行うものとする。

6 適用年月日

平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

平成 29 年 12 月 30 日から適用する。

令和 5 年 2 月 28 日から適用する。

別紙1

令和 年 月 日

(販売者名)

御中

溶融スラグ利用計画書

(使用業者名)

(代表者氏名)

印

工事発注課名			
工事名	工 事 名		
工事箇所	新潟市 地内		
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
受注業者名			
代表者名			
現場代理人氏名			
T E L	(現場代理人連絡先) () - -		
利用用途	(記載例：埋め戻し材・路床材・コンクリート二次製品)		
設計数量	(記載例：〇〇 t 又は〇〇m ³)		
混合割合	% 混合物：		
利用時期	各月利用量 (m ³)	利用時期	各月利用量 (m ³)
	4月	10月	
	5月	11月	
	6月	12月	
	7月	1月	
	8月	2月	
	9月	3月	
特記事項			

※工事箇所の位置及び施工範囲が分かる工事図面等を添付して下さい。

受 付 No. (スラグ販売者記入欄)	
------------------------	--

別紙2

令和 年 月 日

(使用業者名)

(代表者氏名) 様

(販売者名)

(代表者名)

印

溶融スラグ利用計画確認結果通知書

令和 年 月 日付の溶融スラグ利用計画を確認した結果について、下記のとおりお知らせします。

		受付No.
1 引渡しの可否	<input type="checkbox"/> 引渡し可能 (利用用途) <input type="checkbox"/> 条件により引渡し可能 理由： <input type="checkbox"/> 引渡し不可 理由：	
2 引渡し予定 年月日 (期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※施工スケジュールに合わせ、遅くとも引取りの1週間前までに、引取り時間、車両台数などについて連絡をお願いします。 必要によっては、時間等の調整をお願いする場合があります。	
3 工事名	工事番号： 工事名： 担当者：	
4 引渡し予定量	(記載例：〇〇t 又は〇〇m ³)	
5 その他	本件につきましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。	
6 担当及び問合せ先	販売者： 担当者： 電話： F A X：	
特記事項	※受注者は、引渡し不可の通知を受けた場合は、この通知書により発注者監督員と協議を行ってくださいますようお願いいたします。	